

## 副学長の役割と選出方法

### 1 副学長の新設

理事長・学長中心の大学運営を行うに当たって、学内において特に、学長を補佐する体制を整備しなければならない。そこで、大学運営における学長の補佐役として、新たに副学長を置く。

### 2 副学長の役割

大学運営における学長補佐

なお、理事として、法人・大学経営の補佐役

(具体的には・・・)

理事会、教育研究会議、運営調整会議への参画

各種委員会に委員長や委員として参画

全学的案件に関する、各種委員会や学部、教員組織との調整

学長代理としての対外的活動 など

### 3 副学長の選出方法

副学長は、学長の申し出に基づいて理事長が任命する。

学長が申し出るに当たり、副学長をどのように選考するか。

学長が適任者を指名する。

理由 1 学長の補佐であること

2 他大学においても同様であること

例) 次の公立大学では、いずれも学長指名制を採用

青森公立大(学長補佐)、宮城大、山形県立保健医療大、前橋工科大、埼玉県大、神奈川県立保健福祉大、横浜市大、静岡県大、名古屋市大、大阪府大、大阪市大、広島市大、北九州市大、長崎県大、長崎シーボルト大、宮崎県立看護大 (以上 16 大学)

出典：副学長設置状況(H16.1月滋賀県立大学調べ：公立大学協会提供)

回答のあった本学を含む51公立大学中、16大学が副学長を設置。

そのいずれもが学長指名制を採用。